

松阪市立小中学校空調設備整備DBO事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	1	1.1.4.	(2)	イ	設計施工期間	夏休み以前の平日施工は可能でしょうか？ また、施工が可能な時間帯は概ね何時から何時迄でしょうか？	現場作業日及び作業時間は、原則として夏季休業日の8時から17時までとしますが、夏季休業日以外の土曜日、日曜日、祝日、対象校が定める休校日、平日の放課後及び夜間の作業は、市及び対象校が承諾した場合は、この限りではありません。
2	1	1.1.4.	(3)		業務範囲	「(前略)～電気事業者及び電気主任技術者～(後略)」とは、本事業を実施する民間事業者のことでしょくか？	電気事業者は本市が契約し各学校に電気を供給している事業者を指し、電気主任技術者については本市が別途契約している事業者が配置する各学校の電気主任技術者のことを指します。
3	2	1.1.4.	(3)	(e)	空調設備の移設等業務	空調設備の移設等業務が必要となった場合の費用は市側負担と考えてよろしいでしょうか。	市と事業者と協議のうえ、本事業とは別に市が支払うものとします。
4	2	1.1.4.	(4)	ア	支払い条件	「(前略)～設計・施工・工事管理業務に係る対価について～(中略)～事業者を支払う。」とありますが、SPCがありませんので構成企業それぞれに支払うことは可能でしょうか？	代表企業が指定する一つの口座に一括して支払うものとします。
5	2	1.1.4.	(4)	ア	支払い条件	「(前略)～事業者は～(中略)～保証契約を締結し～(後略)」とありますが、SPCがありませんので構成企業それぞれに保証契約が必要なのでしょうか？	ご理解の通りです。具体的な内容については、入札公告時に示す事業契約書(案)に示します。
6	2	1.1.4.	(4)	イ	支払い条件	「(前略)～維持管理業務に係る対価について～(中略)～年2回に事業者を支払う。」とありますが、SPCがありませんので構成企業それぞれに支払うことは可能でしょうか？	No.4を参照ください。
7	3	2.2.1.			事業者の募集・選定スケジュール	10月下旬とありますが、10月下旬の解釈で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。入札公告時には修正して公表いたします。
8	4	2.2.2	(11)		契約の形態	「事業契約は、市と事業者となるすべての構成企業との間で締結」とありますが、業務毎(設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務を担当する構成企業または構成企業が組成するJVと市が個別)に締結されるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合における業務間の責任範囲をご教示ください。(業務毎の契約が前提となる場合、当該業務を担当しない構成企業が連帯して責任を負担することにはならないとの理解でよろしいでしょうか。)	事業契約は業務毎ではなく、全業務を一括して契約するものであり、構成企業は事業期間中において、連帯責任を負うものとする予定です。具体的な内容については、入札公告時に示す事業契約書(案)に示します。
9	4	2.2.2.	(11)		契約の形態	市と契約形態は1本の事業契約になるのでしょうか。その場合、構成企業間での連帯保証が必要となりますでしょうか。異業種間(設計・工事監理、施工、維持管理)の連帯保証は困難となります。或いは、業務毎に各構成企業と個別に契約を締結することになるのでしょうか。	No.8を参照ください。
10	4	2.2.2.	(11)		契約の形態	「(前略)～すべての構成企業との間で締結する予定である。」とありますが、SPCがありませんので構成企業それぞれとの締結は可能でしょうか？	No.8を参照ください。
11	4	2.2.2.	(11)		契約の形態	構成企業の定義をお示しください。	本事業を実施するにあたり構成されるグループの各事業者のことをいいます。
12	4	2.2.2.	(11)		契約の形態	P.5、2.3.1.アに記載の「連絡調整などの業務を行う企業」が構成企業となった場合でも契約締結を予定しているでしょうか。	ご理解の通りです。
13	5	2.3.1		イ	応募者の構成等	「設計業務と工事監理業務を同一の者が兼ねることはできない」とありますが、同一の者が行っても同じ効果が期待できると思われます。削除頂けますか。	原案通りとします。なお、設計業務と工事監理業務を同一の企業が兼ねることは可能ですが、同一の人物が兼ねることは不可としています。
14	5	2.3.1		ウ	応募者の構成等	「市が事業との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」の構成企業の部分は削除頂けますか。	原案通りとします。

15	6	2.3.3.			「施工業務」を行う者の要件	地域貢献の観点から、「少なくとも1社については、市内に本店を有する企業とすること」を追加条件として頂けますでしょうか。	原案通りとします。
16	6	2.3.3	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	「地域貢献への配慮」の観点からも、『「管工事」及び「電気」』ではなく、『「管工事」又は「電気」』として頂けないでしょうか。	原案通りとします。なお、施工業務を行う企業全体で(2)「施工業務」を行う者の要件を満たすことができれば良いとしており、必ずしも1社が「管工事」及び「電気」両方の特定建設業の許可を持つ必要はありません。
17	6	2.3.3.	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	『「管工事」及び「電気」』とありますが、市内企業の参加要件緩和の為、『「管工事」又は「電気」』へ変更頂けますでしょうか。	No.16を参照ください。
18	6	2.3.3.	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	「(前略)～「管工事」及び「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。」とありますが、本事業の主体業務の観点から、「(前略)～「管工事」に係る特定建設業及び「電気工事」に係る一般建設業の許可を受けていること。」に変更して頂けないでしょうか？	原案通りとします。
19	6	2.3.3	(2)	イ	「施工業務」を行う者の要件	『「管」の総合評定点が1,000点以上』とありますが、「地域貢献への配慮」の観点からも、「850点以上」への変更をお願いできないでしょうか。	原案通りとします。なお、施工業務を行う企業全体で(2)「施工業務」を行う者の要件を満たすことができれば良いとしており、施工業務を行う企業全体のうち少なくとも1社が「菅」の総合評定1,000点以上を持っていれば、要件を満たすものとしております。
20	6	2.3.3.	(2)	イ	「施工業務」を行う者の要件	「少なくとも1社については～(中略)～「管」の総合評定点が1,000点以上あること。」とありますが、市内企業の育成や地域経済振興の観点から、900点以上に変更して頂けないでしょうか？	原案通りとします。また、No.19の回答も参考にして下さい。
21	6	2.3.3.	(2)	イ	「施工業務」を行う者の要件	「管工事」の総合評定点が1,000点以上は市内企業にとり、障壁が高すぎるため、再考願います。「管工事」の総合評定点が1,000点以上とありますが、市内企業参画の為、860点以上への引き下げを検討頂けますでしょうか。	原案通りとします。また、No.19の回答も参考にして下さい。
22	6	2.3.3	(2)	ウ	「施工業務」を行う者の要件	『「電気」の総合評定点が1点以上』とありますが、「事業の適正かつ確実な実施の確保」の観点から再検討(例えば、「800点以上」のような設定)が必要ではないでしょうか。	原案通りとします。また、No.19の回答も参考にして下さい。
23	6	2.3.3.	(2)		「施工業務」を行う者の要件	地域貢献への配慮の観点から、「少なくとも1社については、松阪市に登録されている管工事の資格総合点数が750点以上の市内業者で特定建設業許可業者であること」を参加資格要件に追加して頂けないでしょうか？	原案通りとします。また、No.19の回答も参考にして下さい。
24	6	2.3.3.	(2)	ウ	「施工業務」を行う者の要件	「電気」の総合評定点が1点以上とあるのは、電気の市競争入札参加資格を有する者は全て資格が有と考えるとよろしいでしょうか。	全て資格があるわけではなく、松阪市に登録している電気工事の資格総合評定点が1点以上ある企業とお考え下さい。
25	6	2.3.3.	(4)		「維持管理業務」を行う者の要件	維持管理企業は、選択した設置機器での運用に必要な資格(フロン等)及び、市が求める要件(市において〇〇年以降年間〇〇円以上等)の実績が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。	資格は必要ですが、実績は求めておりません。
26	7	2.3.5.			地域貢献への配慮事項	「市内企業への発注額に応じて、加点することを予定」と記載がありますが、提案時点での市内企業への発注額は概算、見込でしかありません。できるだけ提案時の金額を達成できるよう努力するという認識でよろしいでしょうか。	最低限、提案書で示す金額以上を市内企業に発注して下さい。
27	8	3.3.4.			モニタリング結果に対する措置	「サービス水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う」とありますが、減額とはどの程度を想定しておりますでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)に示します。
28	14	■維持管理段階で見込リスク	運営リスクエネルギーコスト変動リスク	41	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加	松阪市立小中学校空調設備整備基本構想(平成29年12月)のP10(3)ランニングコストの削減に、「空調機器の使用により、電気代やガス代といった年間のランニングコストの増額分は、5千万円程度となる見込みである。～(後略)」とありますが、年間ランニングコストは事業者の設定する性能提案によるものとして宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。

29	14	別添 資料1	【注釈】	※5		「市の責めにより空調設備が損傷した場合」には、校庭開放利用者も含んでいると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
----	----	-----------	------	----	--	--	-----------